

議案第60号

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を別紙のように改正する。

平成29年12月1日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

二宮町消防団員の任命資格に通学を加えて、消防団への学生の入団促進を図ることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例（昭和 52 年二宮町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「又は勤務」を「勤務し、又は通学」に改める。

第 5 条第 2 項第 3 号中「又は転勤」を「転勤し、又は転学」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

二宮町消防団員の任免、給与、定員、服務等に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(任命)</p> <p>第2条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本町に居住し、<u>勤務し、又は通学</u>する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 二宮町外に転居し、<u>転勤し、又は転学</u>したとき。ただし、団長が認める場合は、この限りでない。</p>	<p>(任命)</p> <p>第2条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推せんに基づき町長が任命し、その他の団員は、団長が次の各号の資格を有する者の中から町長の承認を得て任命する。</p> <p>(1) 本町に居住し、<u>又は勤務</u>する者</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(分限)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 二宮町外に転居し、<u>又は転勤</u>したとき。ただし、団長が認める場合は、この限りでない。</p>